

平成21年度第3回庁議 会議録

[日 時] 平成21年5月22日(金) 午前8時30分～午前9時36分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長及び各部局長

※議会事務局は課長代理出席。

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 議会答弁課題の進捗状況報告について

(関係部局)

(2) 臨時議会提出議案について

(総務部)

(3) 市議会定例会提出議案について

(関係部局)

※会派説明報告 (企画部)

3 連絡事項

1 市長あいさつ

おはようございます。来週の火曜日が、人事院勧告に伴う臨時議会、6月1日には6月議会が開会予定です。今週、会派説明を行っており、その質疑応答の内容を話をしておいてください。臨時議会、6月議会に向けて、各部局、予想される項目については事前に準備をする等、遺漏のない対応をお願いします。

9時30分から会議がありますので、議会答弁課題の進捗状況報告を先にやりたいと思います。

臨時議会の期末勤勉手当の凍結については、人事院勧告に伴うもの、今の社会情勢からやむを得ないものと思っておりますが、いずれにしても減るとするのは、面白い話ではありませんけど、組合との団体交渉を行なって、合意は得られていませんが、それ以上は言いませんという状況で、組合とも話しております。その件については、今日、水道局との団体交渉がありますが、あとの2つの組合とは昨日までで、もうこれで終わりということで終えています。

2 議 事

(1) 議会答弁課題の進捗状況報告について (関係部局)

市長 それでは、議事に入る。

議会答弁課題の進捗状況報告を企画部から願います。

<別添資料「議会答弁課題進捗状況整理表」に沿って説明（報告省略）>

市長 何か、質問等あるか。

（地域循環バスの）試走は年内か。

経済部長 最初は、今年やるつもりであったが、緊急雇用で調査を行なうということで、その調査期間が終わると、少し年内の試走は難しいので、今年、緊急雇用でルート上におられる方のいろいろな意見を聞いたあと、平成22年度は、しっかりと試走をしたい。

市長 緊急雇用で試走するという事ではないのか。

経済部長 緊急雇用で、周辺の方の意見やコースの下見等することにしたので、その結果を受けて試走することを考えている。

市長 中小企業勤労者サービスセンターについては、労働団体の人達が、そういう結論（設置を見送る）に至っているので、これで終わりということとしたい。

角野船木線は、いつごろになるか。

建設部長 1軒残っている。5月連休明けから動くということを約束いただいていたが、今のところまだ動きはない。契約の中では、6月末までには動かす事になっている。それが終われば、すぐ工事に入るので、早ければ、年末頃までに、遅くても年度末には工事が完了する予定である。

市長 それでは、議会答弁課題の進捗状況報告については、終了する。

次に、臨時議会の提出議案について総務部から説明をお願いする。

<総務部長>

総務部から、臨時会の議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号及び議案第47号について説明する。

まず、議案第43号「新居浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」の制定について。特定任期付職員について、人事院勧告に伴う国の一般職の特定任期付職員に係る給与の特例措置に準じ、期末手当の支給割合の特例を規定しようとするものである。この条例の制定附則第2項を全部改正し、弁護士や公認会計士、大学教員など、その高度の専門的な知識経験や優れた識見を活用するため、一定期間、職員として採用した者、いわゆる「特定任期付職員」に対し、本年6月に支給する期末手当について、支給割合を「100分の160」から「100分の145」とする特例措置を規定することとともに、同附則第3項及び第4項の規定を削除するものである。なお、この条例の規定に基づき採用している特定任期付職員は、現在のところいない。

次に、議案第44号、「新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一

部を改正する条例」の制定、議案第45号、「新居浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定について、議案第46号、「新居浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」の制定については、いずれも、人事院勧告に伴う国の指定職俸給表の適用を受ける職員に係る給与の特例措置に準じ、議会議員、特別職の職員及び教育長に支給する期末手当の支給割合の特例を規定しようとするものである。

議案第44号「新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」の制定については、当該条例の制定附則第2項を全部改正し、本年6月に支給する期末手当について、支給割合を「100分の160」から「100分の145」とする特例措置を規定することとともに、同附則第3項及び第4項の規定を削除するものである。

議案第45号「新居浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定については、当該条例の制定附則に、本年6月に支給する期末手当について、支給割合を「100分の160」から「100分の145」とする特例措置に係る規定を加えるものである。

議案第46号「新居浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」の制定については、当該条例の制定附則に、本年6月に支給する期末手当について、支給割合を「100分の160」から「100分の145」とする特例措置に係る規定を加えるものである。

次に、議案第47号「新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定については、一般職の職員について、人事院勧告に伴う一般職の国家公務員に係る給与の特例措置に準じ、期末手当及び勤勉手当の支給割合の特例を規定しようとするものである。この条例の制定附則に、本年6月に支給する期末手当について、再任用職員以外の職員の支給割合を「100分の140」から「100分の125」とし、再任用職員の支給割合を「100分の75」から「100分の70」とするとともに、勤勉手当について、再任用職員以外の職員の支給割合を「100分の75」から「100分の70」とし、再任用職員の支給割合を「100分の35」から「100分の30」とする特例措置に係る規定を加えるものである。

いずれの条例もこの5月末日までに公布、施行したいと考えている。

市長 次に、市議会定例会提出議案についてお願いする。まず、企画部から会派説明の報告をお願いする。

<企画部長>

会派説明であるが、20日（水）から始まり、自民クラブ、協働ネット21、公明党議員団の3

つの会派について終了している。本日は、緑の風と無会派に会派説明する事となっている。項目であるが、平成21年度6月補正予算、新居浜駅周辺地区整備計画について、福祉部からは、慈光園建設事業の進捗状況についての3項目について説明を行なっている。あわせて、消防本部の方から今回の住友化学のガス漏れ事故の内容について説明をした。それぞれ説明した3項目について、主な内容を申し上げる。

まず、平成21年度6月補正予算について。小中学校の耐震補強工事について、進捗率はどの程度か、また、屋上防水工事のこれまでの実績はどうか、計画的な実施を望むという意見があった。自主防災組織推進費については、対象校区の選定についてどのように行なったか等の質問があった。次に、新居浜駅周辺地区整備計画については、駅舎改修については、JRが負担しないのであれば、新居浜市が費用を負担してでもやるべきだという意見、また、JRと協議の際、議員も一緒に行ってもいいのだがという話もあった。駅前、駅南の駐輪場、駐車場は有料なのか、無料なのかという質問、駐車場の台数をもっと増やすべきではないかという意見があった。区画A、テレコムプラザ周辺商業施設のことであるが、平屋建てではにぎわいが生まれるとは思えない等の意見があった。また、駅前広場のイメージについて、様々な意見があった。

次に、慈光園建設事業の進捗状況について。要介護度の高い人の入居が多くなっても対応できるようにしておくべきではないかという意見、また、指定管理制度を導入するというのは、いつ決めたのか、もう決まった事なのかという質問があった。建設費用については、坪単価はいくらぐらいか、また、定員は100名程度としているが、その根拠は、どのように考えているのか、敷地の慈光園敷地の南側の残地にはどのような施設を配置していくのか、盲聾の障害者が入居した場合の施設設備は考えているのか、施設の居室とか集会所等の床は畳で考えているのか、フローリングなのかといった点が主な内容である。

<市長> それでは議案内容について企画部からお願いします。

<企画部長>

報告第7号から11号及び議案第53号について。

まず、報告第7号、継続費繰越計算書の報告について。一般会計において、継続費を設定して進めております容器資源化対策事業に係る継続費繰越計算書の報告である。平成20年度の予算額に対し、未執行額を平成21年度へ逡次繰越を行なうものである。

報告第8号、繰越明許費繰越計算書の報告について。一般会計における定額給付金事業費、土地区画整理事業費等28事業の繰越明許費繰越計算書の報告である。内容としては、国の2次補正予算に対応したことによる繰越及び大型補償物件に対する建築確認に不測の日数を要したこと等から繰り越しを行なうものである。

報告第9号、繰越明許費繰越計算書の報告について。公共下水道事業特別会計における管渠等建設事業及び単独下水道事業に係る繰越明許費繰越計算書の報告である。地元合意に不測の日数を要したこと等により、繰り越しをしたものである。

報告第10号、繰越明許費繰越計算書の報告について。後期高齢者医療事業特別会計における徴収費に係る繰越明許費繰越計算書の報告であり、システム改修費に係る国の追加補助内示があ

ったことから、事業費を平成21年度に繰り越ししたものである。

議案53号の6月補正予算の議案について。予算規模等については、一般会計のみで、3億633万7千円の増であり、対前年度比で2.8%の減となっている。一般会計補正予算の主な事業については、公共事業費としては、「小・中学校耐震補強対策事業」である。耐震関連工事として交付金対象となったことから、耐震補強対策事業に合わせて屋上防水工事を実施するもので、3,511万7千円の追加となっている。次に、単独事業費、慈光園建設事業である。これについては、土地開発公社が先行取得している土地のうち、6,300㎡について、慈光園建設用地として取得するものであり、事業費として2億2,885万円の追加となっている。次に、施策費では、まず「自主防災組織推進費」である。財団法人自治総合センター平成21年度コミュニティ助成の内示を得て、金栄小学校区及び若宮小学校区で地域防災スクールモデル事業を実施するものである。そのほかに「障害児保育対策費」である。公立及び私立保育園で、見込んでいた障害児の入所数が増加したため、加配保育士をそれぞれ公立は7名、私立は10名を加配する予算となっている。これらの事業を賄う財源としては、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入、市債で措置をしている。

<市長> (会合に出席のため退席)

<副市長> 引き続いて議案の説明をお願いします。

<総務部長>

総務部から、定例会の議案第48号、議案第49号、議案第50号及び追加提出予定の、人事議案について説明する。

まず、議案第48号、財産の取得について。本議案は、救助工作車Ⅱ型、1台を取得するものである。去る4月27日、6者による指名競争入札の結果、8,080万円で、株式会社岩本商會が落札し、消費税及び地方消費税404万円を含む8,484万円で、契約を締結しようとするものであり、「新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。なお、今回、更新予定の救助工作車は、南消防署に配備する予定である。

次に、議案第49号、工事請負契約について。本議案は、地域交流センター新築建築主体工事であり、去る5月1日、14者による一般競争入札の結果、1億7,580万円で、白石建設工業株式会社が落札し、消費税及び地方消費税額879万円を含む、1億8,459万円で、契約を締結しようとするものであり、「新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。工事の概要については、地域住民の交流やコミュニティ活動拠点として、また災害時における防災拠点としての機能を果たす地域交流センターを建設しようとするもので、建設場所は、新居浜市庄内町一丁目である。建物の構造・規模は、鉄筋コンクリート造2階建ての本棟、延べ床面積945.02㎡及び鉄筋コンクリート平屋建、床面積50㎡の倉庫棟となっている。部屋の構成については、1階に事務室、住民談話室、調理実習室、15帖及び12帖の和室、交流ラウンジ、湯沸室、男子、女子、

身障者用トイレ、シャワー室等となっている。また、2階に青少年学習室、体験学習室、情報交流室、17.5帖の和室、多目的ホール、休憩コーナー、湯沸室、男子・女子トイレ等となっている。なお、車椅子対応エレベーター1基を設置することとしている。

次に、議案第50号「工事委託協定」について。本議案は、下水処理場の改築工事（その8）であり、供用開始から29年が経過し、老朽化した下水処理場の機能回復を図るため、終末処理場改築事業の一環として、平成21年度、22年度の2か年の継続事業として、汚泥消化槽更新工事を委託するため4億8,600万円の工事委託協定を、日本下水道事業団と締結しようとするものである。工事の概要については、汚泥処理設備の汚泥消化槽2槽の内部防食工事を含む、機械及び電気設備を更新するものである。

次に、追加提出予定の、人事議案について。3件を予定している。まず、新居浜市教育委員会の委員の任命については、新居浜市教育委員会の委員、栗田敬子氏は、平成21年6月26日をもって、任期が満了するので、新たに委員の任命を必要とするため、議会の同意を求めるものである。

次に、瀬戸内運輸株式会社 取締役の推薦について。瀬戸内運輸株式会社 取締役 石川勝行氏は、平成21年6月29日をもって、任期が満了するので、新たに取締役の推薦を必要とするため、議会の同意を求めるものである。

次に、人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員 野口敦子氏は、平成21年9月30日をもって、任期が満了するので、新たに候補者の推薦を必要とするため、議会の同意を求めるものである。

<水道局長>

平成20年度予算の繰越について報告する。

報告第11号、繰越計算書の報告について。平成20年度水道事業会計の建設改良費のうち、船木配水管布設替工事等4件について、関連する下水道工事が遅延したため、事業費を平成21年度へ繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものである。なお、工事の完成予定は、4件のうち、2件は5月末、残り2件は6月末となっている。

<建設部長>

議案第51号、新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について。少子高齢化の進展による福祉負担の増大や地球環境問題、廃棄物処理問題の深刻化を背景に、これまでの（造っては壊す）フロー消費型社会から（いいものを造って長く使う）ストック型社会への転換が急務となっております中、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅の普及を促進することを目的とした「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が、昨年12月に公布された。この法の制定により耐久性や維持管理容易性を備えた質の高い住宅や適正な維持保全の促進のための認定制度が創設され、長期優良住宅の耐震性、居住環境、維持保全方法等の計画の認定を所管行政庁である新居浜市が行うこととなることから、認定審査に要する費用を徴収するために「新居浜市建築関係手数料条例」別表第2に長期優良住宅の認定に関する手数料の項目を加えると共に、租税特別措置法の一部改正に伴う条項ずれ等の条文整理をおこなうものである。なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。

<福祉部長>

議案第52号「新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例」の制定について。本議案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険料の介護納付金の賦課限度額を見直すものである。改正の内容は、第12条の5、第16条第4項に規定している介護納付金の賦課限度額を、これまでの9万円から10万円に改正するとともに、規定の整備を図ろうとするものである。今回の介護納付金の賦課限度額の見直しについては、国の指針として、保険料等の負担感が最も強い中間所得層の負担が過度とならないように賦課限度額の引き上げを行うものである。当市においては、今回の改正により、賦課限度額到達世帯については、年間1万円の保険料の増額となり、応分かつ適正な負担をしていただくことになる。一方、それ以外の中間所得層世帯及び低所得層世帯については、今年度の料率改定は行わない方針であることから、保険料に影響はない。なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。

<副市長>

何か質問等はないか。

ないようであれば、これで終了する。